**飛騨市認定地域クラブ「〇〇クラブ」　運営規約（例）**

1. 総則

（名称・設置）

1. 本クラブは、「〇〇クラブ（以下、「本クラブ」という）」と称し、事務局は本クラブ代表者自宅内に置く。

（目的）

1. 本クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、◇◇（種目）を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。勝利至上主義に傾倒するものではなく、◇◇（種目）のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

（活動）

1. 本クラブの活動は、岐阜県の「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び飛騨市の「飛騨市認定地域クラブガイドライン」を踏まえたものとする。
2. 会員

（入会資格）

1. 本クラブの入会には、次の要件を備えていなければいけない。
2. 原則として、飛騨市内に在住する中学生、またはクラブの目的に賛同する者であること。ただし、地域の特性も考慮して総合的に判断し、場合によっては他市町村の中学生の加入も認める。
3. ◇◇（種目）を行うにあたって適した健康状態であること。
4. 本クラブが定める諸規定を遵守する者であること。
5. 第８条で定める会費を納入すること。

（会員資格の喪失）

1. 本クラブの会員資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

（退会・除名）

1. 本クラブの会員は任意で退会することができる。また、次の各項に該当する場合には総会の決議を経て除名することができる。
2. 本クラブの会員が第４条の要件を満たさないとき。
3. 本クラブの目的や規約に違反したとき、名誉を著しく毀損したとき。

（会費）

1. 本クラブの会費は、１人月額〇,〇〇〇円とする。
2. 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。
3. 会費は臨時で集金することがある。
4. 一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。
5. 遠征や大会等に係る経費は、別途集金するものとする。
6. 組織

（役員とその職務）

1. 本クラブには、以下の役職を置く（保護者以外でも可能）。
2. 代表（１名）・・・・・・クラブを代表する責任者。
3. 副代表（若干名）・・・・代表を補佐し、代表が職務を遂行できない不在時等に職務を代理する。
4. 会計（２名）・・・・・・クラブの会費等の管理を行い、会計事務を統括する。
5. 指導者（１８歳以上）・・活動計画や技術指導等を行う。

※役職は兼ねることができ、クラブの実情に応じて、役職の人数や上記以外の設置を検討する。

（指導者）

1. 本クラブには、登録した指導者を置くことができる。
2. 指導者は、報償費が発生することから成人（１８歳以上）を対象とし、高校生以下は対象とはしない。高校生を小・中学生の指導者として活用する場合は、役員の承認を得て、無法相で成人指導者のアシスタントとして活用することはできる。
3. 指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、飛騨市教育委員会が主催する研修会に参加しなければならない。
4. 本クラブに登録した指導者の保険については、本クラブの経費として負担する。
5. 指導者の報酬については、月額〇,〇〇〇円とする。

（役員の任期）

1. 役員の任期は１年とする。ただし再任は妨げないこととする。

　　　　　　　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員の任期が満了となっても、後任者が就任するまでその任務を行う。

1. 会議

（会議の種類）

1. 本クラブには次の会議を置く（※カッコ内は参加者を示す）。
2. 総会及び臨時総会（代表・副代表・会計・指導者・各家庭の保護者）
3. 運営委員会（代表・副代表・会計・指導者）

（総会）

第１３条　本会の最高機関として、次の各号の事項について決議することができる。

（１）規則の改正

（２）予算、決算及び活動方針の承認

（３）役員の選任

（４）その他クラブの運営に関する事項

（運営委員会）

第１４条　運営委員会は、次の事項を決議するものとする。

（１）予算、決算及び活動方針の作成

（２）高額な備品の購入その他の重要な契約の締結

（３）指導者の選任

（４）その他重要な事項

（総会及び運営委員会の召集）

第１５条　①総会は毎年１回代表が召集し、臨時総会は代表が必要と認めたときに開催することができる。

　　　　　　②運営委員会は適時、役員が召集する。

　　　　　　③総会及び運営委員会は過半数の出席をもって成立する。

（総会及び運営委員会の議決）

第１６条　総会及び運営委員会の議決は、出席者の過半数をよって行う。ただし、総会において議決権を有する会員は、各家庭を代表する保護者１名とする。

1. 会計

（経費）

第１７条　クラブの経費は、会費、事業費などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあたる。

（管理）

第１８条　クラブの経費は事務局が管理する。

（会計年度）

第１９条　クラブの会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

1. 指導者、会員の責任

（指導者の責任）

第２０条　①本クラブに指導者を置くことができる。

　　　　　②指導者は、総会の決議を経て会長が委嘱する。

　　　　　③年度途中の指導者の委嘱については、指導者で選考し運営委員会で決定する。

　　　　　④指導者は、スポーツ・文化芸術活動等の指導並びに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、

研修や講習等に努めて参加しなければならない。

　　　　　⑤指導者が万が一、本クラブの主旨に違反する行為などがあった場合は、総会の決議をもって除名

することができる。

　　　　　⑥指導者がクラブ活動以外の場で社会的な問題を起こした場合、本クラブは責任を一切負わない。

　　　　　⑦指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に対して責任を負わない。

しかし、傷害等の事故が発生した場合は、緊急対応や情報交流等の適切な対応を行う。

その他、指導者の役割については、「（別添）スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」に準ずる。

（会員の責任）

第２１条　会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が発生しても、本クラブ及び事業者等に対して一切損害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第２２条　会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、サポーターメンバーの保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切責任を負わない。

1. 細則

（慶弔）

第２３条　本クラブの役員及び指導者本人死亡の場合、生花一対を献花し、その他の会長の認める場合は、この限りではない。

（個人情報）

第２４条　クラブ活動で知り得た個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底する。

（参加停止）

第２５条　会長は、本クラブの活動に参加する生徒が次の事項に該当すると認められたときは、運営委員会の意見を聞いて、当該生徒について本クラブの活動への参加を停止することができる。

1. 他の生徒、指導者等の生命、身体又は財産に危害を加えたとき。
2. 施設、設備、備品等を故意で破壊したとき。
3. 地域クラブ活動の円滑な実施を妨げる行為を行った場合において、注意をしても、同様の行為を繰り返すとき。

（その他）

第２６条　規定に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、総会および臨時総会の決議によって定める。

1. 規則の改正

（規則の改正）

第２７条　①本規則の条項は総会において改正することができる。

　　　　　②この規則は、総会出席者の３分の２以上の同意を得て改正することができる。

ただし、当分の間は運営委員会の議決によって改正することができる。

附則

　本規則は令和〇年〇月〇日から施行する。